



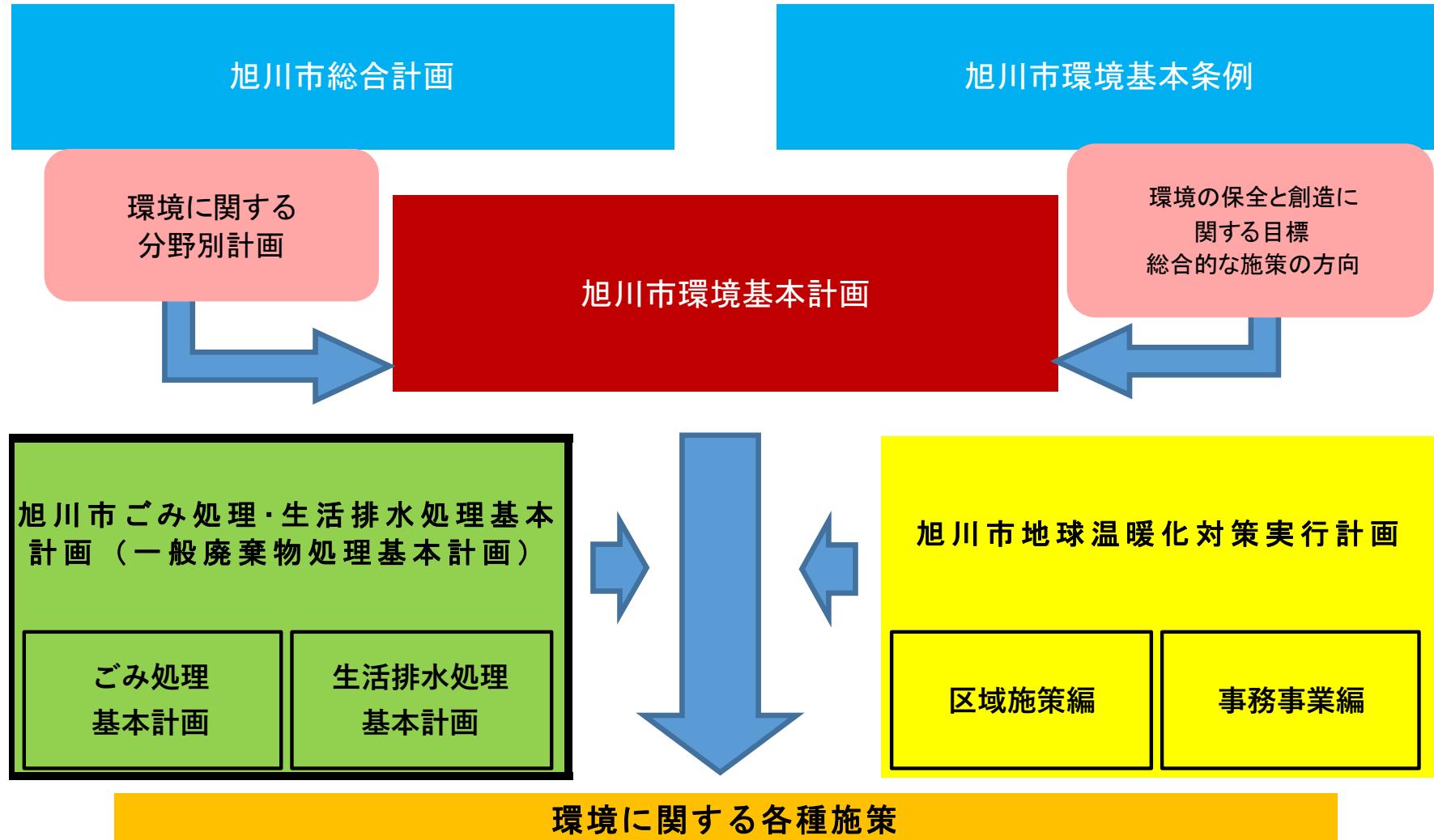
令和 8 年度事業構築について

令和 7 年 11 月 25 日

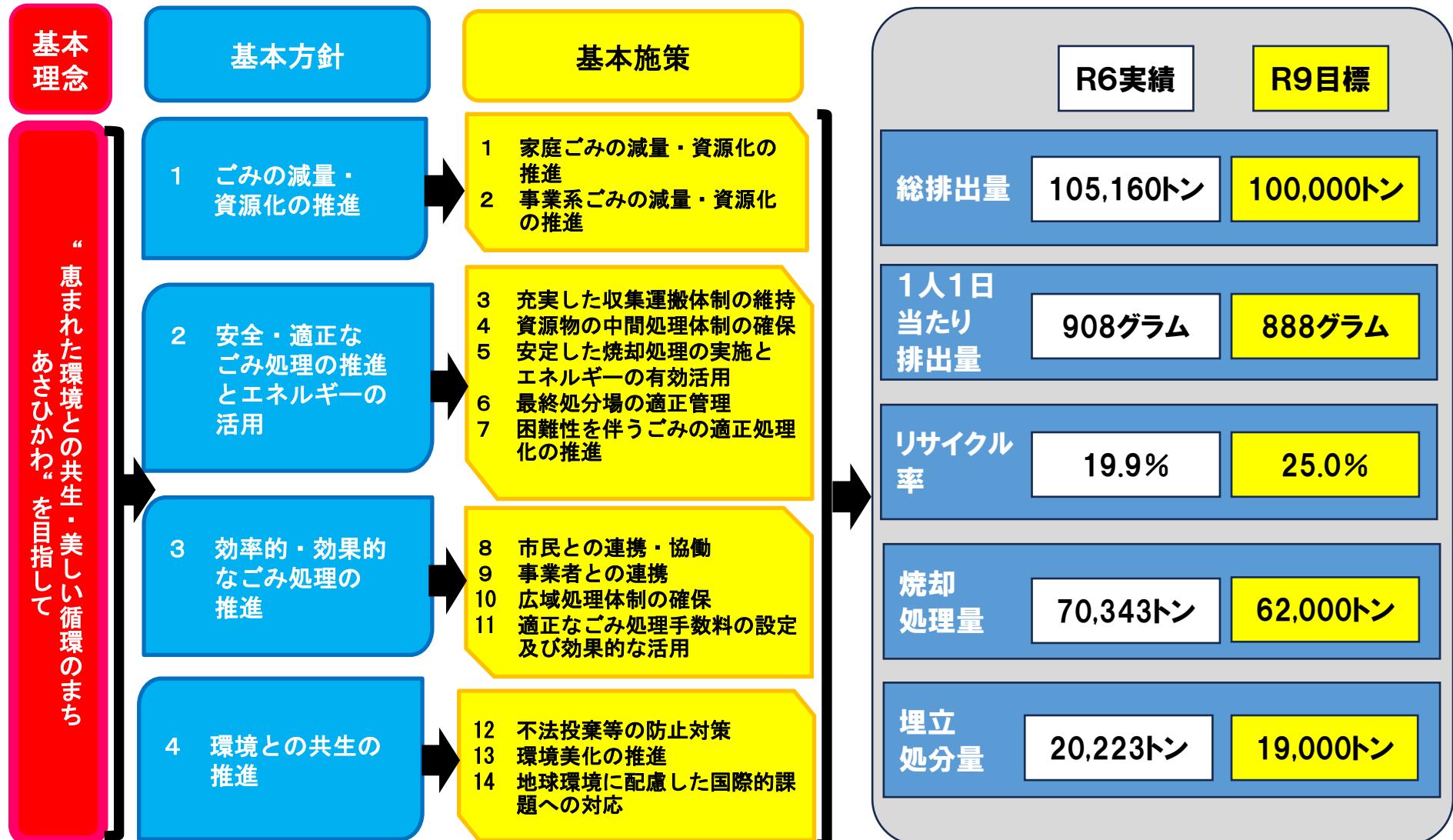
旭川市 環境部

ASAHIKAWA CITY

ごみ処理基本計画について（位置付け）



ごみ処理基本計画について（体系・目標）



基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【取組の方向性と令和7年度の取組状況】※各種実績は9月末現在

●基本施策1 家庭ごみの減量・資源化の推進

- ・パネル展示やホームページでの周知啓発
- ・子ども向け体験イベントの実施（壊れたおもちゃの診断・修理、おもちゃと絵本の交換会）
- ・生ごみ堆肥化の推進（講習会4回開催52人参加、出前講座1回実施7人参加）
- ・あさひかわエコショップの利用推進（認定61店舗）
- ・食品ロス削減の推進（食品ロス削減セミナーの開催42人参加、食品ロス削減親子クッキングの開催22人参加、フードドライブの実施（R7.6月～R8.3月予定））
- ・集団回収の推進（再生資源回収奨励金交付）（R6回収実績：約6,300t）
- ・プラスチック資源循環の計画的な推進

●基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

- ・食品ロス削減協力店（飲食・小売店）（登録31店舗）
- ・ごみ減量等推進優良事業所（認定98事業所）
- ・多量排出事業者へ訪問調査、指導・助言（年間30件訪問予定）
- ・食べマルシェ等、イベントの発生ごみの分別・適正処理の周知

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和8年度の取組の方向性】

●基本施策 1 家庭ごみの減量・資源化の推進

(令和7年度の取組継続)

- ・子ども向け体験イベントによる普及啓発事業
- ・3Rに関する周知パネルの展示やホームページ、SNSでの情報発進
- ・集団回収の推進（再生資源回収奨励金交付）

(重点的な取組)

・**生ごみ堆肥づくりの普及啓発の在り方を検討**

⇒生ごみ堆肥化の新規実践者を増やすとともに、既実践者の継続的な取組を促進するため、堆肥づくり講習会など普及啓発の在り方を検討する。

・**プラスチック資源循環法への対応検討**

⇒製品プラスチックの分別収集・資源化に向け、収集運搬や中間処理における課題・対応方法等を整理する。

・**一般廃棄物排出量予測等調査**

⇒次期ごみ処理基本計画の策定に当たり、ごみの排出量・処理量の見込み、排出抑制施策等を検討する上で必要な基礎資料を得るために、ごみ種ごとの組成を調査するとともに、排出量の将来推計を行う。

基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】



【令和8年度の取組の方向性】

●基本施策2 事業系ごみの減量・資源化の推進

(令和7年度の取組継続)

- ・ごみ減量等推進優良事業所の認定
- ・多量排出事業者に対する訪問調査
- ・市のイベント等で排出されるごみ分別や適正処理の周知
- ・食品ロス削減協力店（飲食・小売店）の登録店舗の募集及び紹介

(重点的な取組)

・**一般廃棄物排出量予測等調査**

⇒次期ごみ処理基本計画の策定に当たり、ごみの排出量・処理量の見込み、排出抑制施策等を検討する上で必要な基礎資料を得るため、ごみ種ごとの組成を調査するとともに、排出量の将来推計を行う。



基本方針①【ごみの減量・資源化の推進】

一般廃棄物排出量予測等調査

■家庭ごみ及び事業系ごみの組成調査の実施

(単位 : kg)

	家庭ごみ		事業系ごみ	
	採取量	試験量	採取量	試験量
可燃ごみ(生ごみを含む)	400	100	200×9業種	100×9業種
不燃ごみ	200	100	200×9業種	100×9業種
プラスチック製容器包装	200	100	200	100
紙製容器包装	200	100	—	—
ペットボトル	200	100	200	100

■ごみ排出量の将来推計の実施

分別区分ごと（全31種）に令和26年度までの排出量を推計

■実施スケジュール

時 期	取 組 内 容
R 8. 5月～9月	組成調査、将来推計の実施
R 8. 10月～	次期ごみ処理基本計画の検討・策定作業
R10. 2月～3月	次期ごみ処理基本計画の策定

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】

【取組の方向性と令和7年度の取組状況】※各種実績は9月末現在

●基本施策3 充実した収集運搬体制の維持

- ・安定したごみ収集運搬体制の維持（家庭ごみ収集車：63台）

●基本施策4 資源物の中間処理体制の確保

- ・旭川市リサイクルセンターの建築及び外構工事（R7.10.1供用開始）

●基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

- ・適切な維持管理及び安全で安定した運転管理（焼却35,839t）
- ・長寿命化総合計画に基づく計画的な施設改修
- ・発電電力の売却及び余剰電力等の施設利用（56,861千円）
- ・近文清掃工場の再延命化工事

●基本施策6 最終処分場の適正管理

- ・適切な維持管理及び安全で安定した運転管理（埋立10,658t）
- ・施設維持管理計画に基づく計画的な施設改修
- ・次期最終処分場の実施設計及び各種調査

●基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

- ・破損・膨張等したモバイルバッテリー等の拠点回収

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】

【令和8年度の取組の方向性】

●基本施策5 安定した焼却処理の実施とエネルギーの有効活用

(令和7年度の取組継続)

- ・近文清掃工場の再延命化工事

(重点的な取組)

- ・焼却余熱の有効活用（市有施設への電力供給）を検討

●基本施策6 最終処分場の適正管理

(令和7年度の取組継続)

- ・次期最終処分場の整備に向けた実施設計等

(重点的な取組)

- ・**次期最終処分場の整備に向けた実施設計**

継続：埋立地造成等、着手：搬入道路・下水放流管や建築物

●基本施策7 困難性を伴うごみの適正処理化の推進

(令和7年度の取組継続)

- ・破損・膨張等したモバイルバッテリー等の拠点回収
- ・リチウム蓄電池等の適正処理の対応検討（自治体による分別収集）

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】

埋立期限（R12.3月）を見据えた施設整備「次期一般廃棄物最終処分場」



- 令和5年度に基本計画を策定。規模やイメージ図等で施設の全体像を示した。

旭川市次期一般廃棄物最終処分場の
詳細は[こちら](#)



- 令和6年度は基本設計を実施。基本計画を基に施設の仕様や詳細な図面等を作成した。

基本方針② 【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】

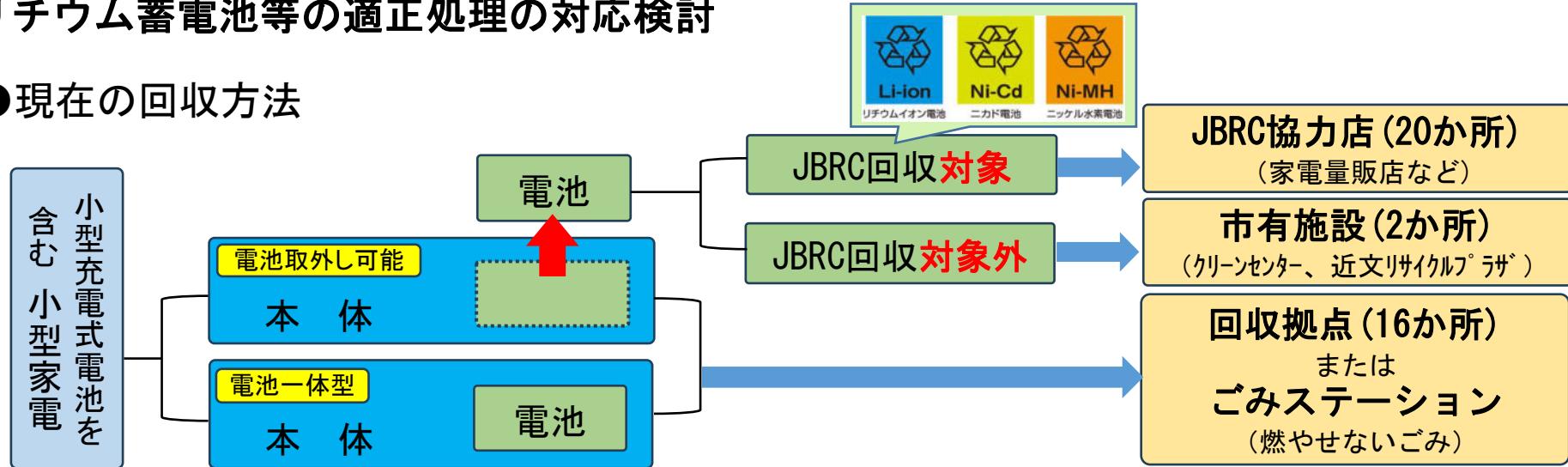
ごみ処理施設整備スケジュール

施設名	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
【新設】 旭川市 リサイクルセンター		現施設（リサイクルプラザ） 供用期間 選別設備工事 外構工事						供用開始 (R7.10～予定)
【再延命化】 近文清掃工場			現施設の延命化期間（概ねR9まで） 建設工事					再延命化後稼働期間 (概ねR27まで)
【新設】 次期最終処分場			現施設（廃棄物処分場）供用期間 基本設計 環境影響調査 地質調査 用地確定測量	実施設計 用地取得		建設工事		（埋立期間 15年間） 供用開始

基本方針②【安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用】

リチウム蓄電池等の適正処理の対応検討

●現在の回収方法



※JBRC...小型充電式電池の製造業者と輸入販売事業者により構成される一般社団法人

●課題・国からの要請等

- ・リチウム蓄電池等に起因する収集運搬・中間処理における発火・発煙事故が全国で多発
- ・それらへの対策として、国は市区町村に住民にとって利便性の高い分別・収集方式の検討を要請（R 7. 4月）
- ・国は製造業者等に回収を義務付ける製品にモバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこの追加を検討（R 8. 4月追加予定）
- ・国はモバイルバッテリー、加熱式たばこ等を小型家電リサイクル法の対象とすることを検討中

●今後の検討

- ・ごみステーションでの収集の検討
住民の利便性は高まる一方で、雨天・冬期のショートによる発煙・発火事故防止、衝撃や破損に伴う火災や事故の危険性に対する適切な事故防止対策が必要であるが、現状回収容器の設置等、ステーションへ個別に対応を行うのは困難である
(当面は回収拠点を増やす等の対応が必要)
- ・国の要請への北海道・他都市の状況や製造業者等への義務付け等を注視し方向性を検討していく

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



【取組の方向性と令和7年度の取組状況】※各種実績は9月末現在

●基本施策8、基本施策9 市民・事業者との連携・協働

- ・ごみステーション環境整備の推進（カラス対策ネット51枚貸出、カラス対策ステーション9個貸出、適正排出協力員182名登録）
- ・粗大ごみのオンラインによる受付
- ・粗大ごみ収集配車管理システム（収集車の配車・ルート作成）の導入検討
[1月に委託契約締結を予定]

●基本施策10 広域処理体制の確保

- ・鷹栖町の可燃ごみの受入れ（11t）
- ・1市8町2組合で構成する上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会の開催（1回）
- ・同協議会で広域処理の先進地を視察（十勝ブロック）

●基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

- ・手数料の見直しに係るコスト算定、市民参加の取組の推進（附属機関における審議、パブリックコメント、市民説明会）
- ・ごみ処理手数料をごみの減量・資源化や適正なごみ処理を推進するための事業に活用

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】



【令和8年度の取組の方向性】

● 基本施策8、基本施策9 市民・事業者との連携・協働

(令和7年度の取組継続)

- ・粗大ごみオンライン受付の利用推進

(重点的な取組)

- ・粗大ごみ収集配車管理システム（収集車の配車・ルート作成）の導入

令和9年度からの本格運用に向けて、受託者と協議（システム開発）

● 基本施策10 広域処理体制の確保

(令和7年度の取組継続)

- ・上川中部地域ごみ処理広域化対策協議会の開催

● 基本施策11 適正なごみ処理手数料の設定及び効果的な活用

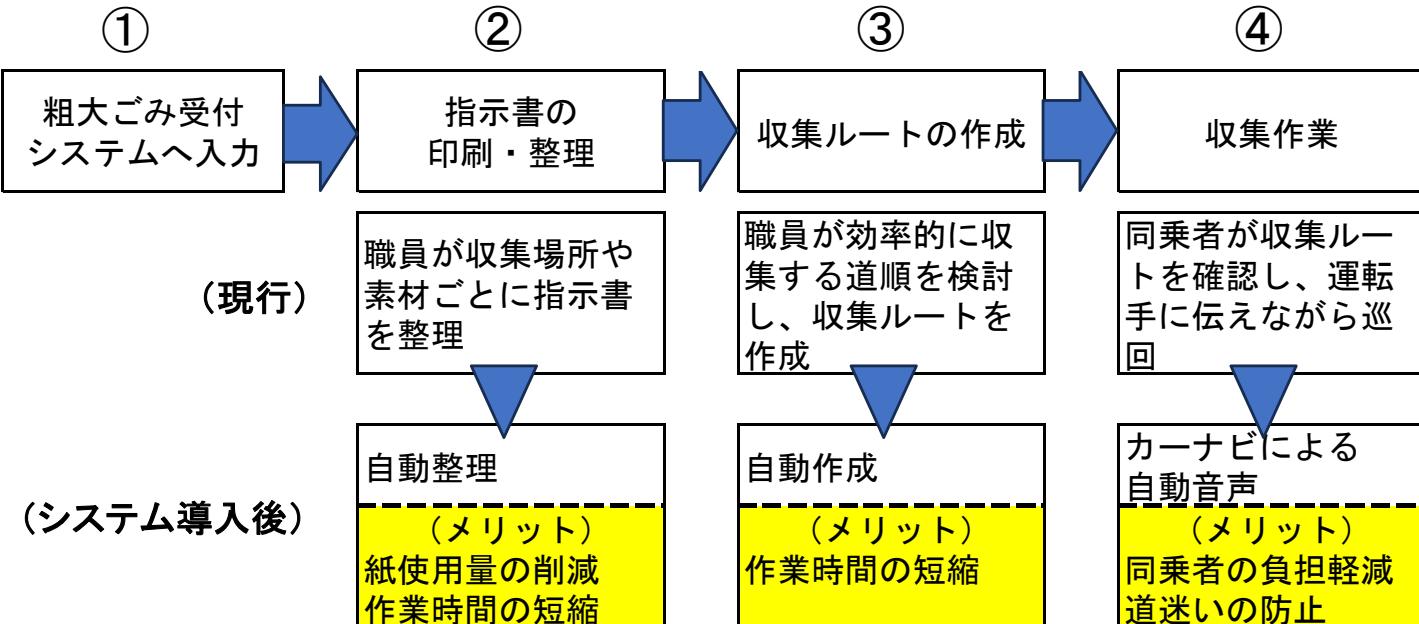
(令和7年度の取組継続)

- ・手数料の見直しに係る改定料金（最終案）の取りまとめ、条例改正案の提案、新料金の適用開始
- ・ごみ処理手数料をごみの減量・資源化や適正なごみ処理を推進するための事業に活用

基本方針③【効率的・効果的なごみ処理の推進】

○粗大ごみ収集管理システム

【導入前後の比較】



【スケジュール】

時期	作業内容等
R 7. 12月	システム開発事業者を選定（プロポーザル）
R 8. 1月	システム開発事業者と契約
R 8. 2月～9月	システム開発
R 8. 10月～R 8. 3月	試行運用
R 9. 4月～	本格実施

基本方針④【環境との共生の推進】



【取組の方向性と令和7年度の取組状況】※各種実績は9月末現在

●基本施策12 不法投棄等の防止対策

- ・職員による不法投棄監視パトロール（160回）
- ・不法投棄防止啓発看板等の設置（看板103箇所、のぼり旗33枚）

●基本施策13 環境美化の推進

- ・全市民が環境美化に取り組む「クリーン旭川運動」の推進
(参加者 [春] 12,843人、[秋] 5,359人)
ボランティア清掃ごみ袋交付 (45L 約27,000枚、10L 約11,600枚)
- ・ごみのポイ捨て禁止に係る周知啓発
(ごみのポイ捨て禁止運動参加者 [春] 雨天中止、[秋] 1,731人)
(ひろえば街が好きになる運動参加者70人)
- ・社会貢献活動を積極的に行う団体を支援する「旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定制度（ポイ禁チャレンジ）」の実施（登録26団体）

基本方針④【環境との共生の推進】



【令和8年度の取組の方向性】

●基本施策12 不法投棄等の防止対策

(令和7年度の取組継続)

- ・職員による不法投棄監視パトロール
- ・不法投棄防止啓発看板等の設置

(重点的な取組)

- ・過去のデータを活用した不法投棄監視パトロールの計画的な実施

●基本施策13 環境美化の推進

(令和7年度の取組継続)

- ・「旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定制度」の周知強化や参加機運の醸成

(重点的な取組)

- ・ポイ捨て防止の取組

路上喫煙による受動喫煙やポイ捨てを防止するための対策として、分煙施設の設置に係る実証実験を検討

基本方針④【環境との共生の推進】



●環境美化の推進 [ポイ捨て防止の取組]

○喫煙に係る規制の経過

屋内は原則禁煙【H31.1月】

- ・改正健康増進法により、屋内は原則禁煙
- ・国と地方公共団体は受動喫煙防止の措置が責務

屋外での喫煙増加が懸念

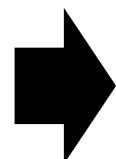
- ・受動喫煙の増加やたばこのポイ捨てによる環境悪化が懸念

国から自治体への要請

- ・国は自治体に駅前・商店街・公園などへの分煙施設の整備推進を要請

全国の状況

- ・全国的に行政関与による屋外分煙施設の整備事例が増加（自治体設置・民間への助成）



○本市の状況

苦情等（旭川駅周辺）

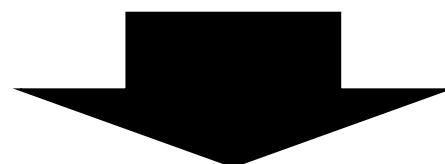
- ・年10件程度、路上喫煙に関する苦情

たばこの散乱状況調査（市中心部で実施）

- ・一般的な小中学校のグラウンドの広さに換算して380本程度の吸い殻を回収

アンケート調査（駅北広場で実施）

- ・ポイ捨て、受動喫煙防止対策としての分煙施設の設置に好意的な意見が多数
(全体で81%、非喫煙者に限っても78%)



○分煙施設の設置について検討

- ・屋外分煙施設（喫煙所）の設置に係る実証実験を検討
- ・分煙施設の設置による効果や課題を洗い出し、今後の対応を検討



【基本方針】

- 公共下水道事業計画区域では公共下水道事業、農業集落排水処理区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進しながら、良好な水環境の保全、河川の水質汚濁防止に努める。
- 旭川市で発生した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理し、広域的な視点に立った河川水質の保全を進める観点から、計画の区域以外の鷹栖町、東川町、東神楽町、上川町、美瑛町のし尿等についても受け入れ処理する。



【取組の方向性と令和7年度の取組状況】※各種実績は9月末現在

●安定したし尿処理体制の維持

- ・委託によるし尿の収集運搬業務の実施
- ・環境センターでの適正なし尿処理の実施
- ・移動式公衆便所の貸付（29台）

●合併処理浄化槽設置の促進

- ・合併処理浄化槽の設置補助（11基）
- ・合併処理浄化槽への転換啓発チラシ配布



【令和8年度の取組の方向性】

● 安定したし尿処理体制の維持

(令和7年度の取組継続)

- ・委託によるし尿の収集運搬業務の実施継続
- ・移動式公衆便所の貸付継続
- ・し尿処理手数料の見直し
- ・環境センターでの適正なし尿処理の実施

(重点的な取組)

- ・移動式公衆便所の貸付の在り方の検討

● 合併処理浄化槽の設置促進

(令和7年度の取組継続)

- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域外の個人の住宅に合併処理浄化槽を設置する方へ設置費用の一部補助継続
- ・汲取り・単独浄化槽世帯へ、合併処理浄化槽への転換啓発チラシ配布

(重点的な取組)

- ・合併処理浄化槽の補助制度の在り方の検討